

---

---

# 識名小学校PTSA会則・補足

---

---

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

この会は「那覇市立識名小学校PTSA」と称し、事務局を那覇市識名2丁目2番1号識名小学校内におく。2019年4月17日より「那覇市立識名小学校PTA」を改め「那覇市立識名小学校PTSA」とし、第2章第7条に明記する Supporters の略を本会の名称に加える。

### 第2条(目的)

この会は、保護者と教師が協力して、家庭・学校と地域社会における児童の健全育成を図ることを目的とする。

### 第3条(活動)

この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 児童のためのより良い教育環境の整備を行う。
2. より良い保護者・教師となるよう努める。
3. 会員の知識と教養を高め、会員相互の親睦を図る。
4. 関係機関・団体との連携を図る。
5. この会の目的達成のための活動を行う。

### 第4条(構成)

この会の会員は、次のものをもって構成する。

1. 識名小学校に在籍する児童の保護者。
2. 識名小学校教師。
3. 識名小学校PTSA会員のOBで本会の趣旨に賛同するもの。

### 第5条(権利)

この会の会員はすべて平等の権利を有し会費の納入を行うものとする。

### 第6条(入退会規定)

会員である保護者あるいは教職員は、自分の意思にて入退会することができる。その場合には、すみやかに事務局へ申し出ることとする。また、児童の転校および卒業時、教師の他校への人事異動に関しては自動退会とし、支払った分の会費の払い戻しは行わないものとする。

## 第2章 役員

### 第7条(役員)

この会に次の役員を置く。

1. 相談役(校長)
  2. 会長(1名)
  3. 副会長(8名以上)(男性2名以上、女性2名以上)
  4. お世話係(各クラス数名)
  5. 監事(2名)
  6. 書記(PTSA事務が兼任とする)
  7. サポーター(Supporters):外部アドバイザーとして数名
  8. 会計監査員(2名)(P:1名、T:1名)
  9. 各専門部:数名
- 
-

---

#### 第8条(任期)

役員の任期は1年とし再任を防げない。

#### 第9条(役員の選出)

役員の選出は次の方法によって行う。

1. 会長、副会長、会計、監事、会計監査は評議員会で選出し総会の承認を受けるものとする。
2. 各専門部の正副部長は部員の互選によるものとする。

#### 第10条(役員の任務)

役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故等により業務遂行ができない場合その代行を行うことができる。また各専門部の統括を行う。
3. 各専門部部長は当該部を代表し統括する。副部長は部長を補佐し当該部の統括にあたる。
4. 監事はこの会の会務全般に対し連絡調整を行う。
5. 書記(副会長)はこの会の記録を行う。
6. 庶務・会計はこの会の事務、会務及び会計処理を行う。
7. 会計監査はこの会の会計を監査し、その結果を定期総会において報告しなければならない。

### 第3章 会議

#### 第11条(総会)

定期総会は毎年1回これを招集し、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

総会は本会の最高決定機関であり、次の事項の決定権を有する。

1. 予算・決算の承認。
2. 会則改正の承認。
3. 評議員会にて重要事項と認めた事項の審議決定。

#### 第12条(評議員会)

評議員会は正副会長、相談役、監事、お世話係、各専門部員、サポーターをもって構成する。評議員会は総会に次ぐ議決機関であり、会長は必要に応じてこれを招集することができ、次の事項の決定権を有する。

1. 予算・決算(案)の審議決定
2. 会則改正(案)の審議決定
3. 総会で付託された事項及び総会の承認を要しない事項の審議。

#### 第13条(役員会)

役員会は正副会長、相談役、監事、サポーターをもって構成し、定例役員会は毎月1回程度招集する。

#### 第14条(専門部会)

各専門部の活動はその目的を達成するために次の通り専門部を置き活動する。

1. 総まとめ隊:年間事業計画と予算案の策定。各専門部の統括を行う。
  2. 家庭と学校結び隊:児童の学力向上に関すること。講演、講習会、学習会その他文化向上に関すること。
  3. 広く伝え隊:PTSA の資質向上に重要な情報収集と PTSA 便りなどの情報の提供。各種事業の企画。
  4. キレイな学校づくり隊:校内及び学校周囲の環境整備及び美化に関すること。
  5. 運動し隊:児童及び会員相互の保健体育に関すること。各種部活動との連携をとる。
-

---

6. しきなっ子まつりがんばり隊:しきなっ子まつりの企画・運営に関すること。

#### 第15条(学級 PTSA)

学級 PTSA は学級の児童の保護者と担任教師をもって構成する。学級 PTSA の活動は次の通りである。

1. 学級運営の方針を理解し協力する。
2. 学級の要望や意見を役員会、評議員会に具申し協力を求めることができる。

#### 第16条(議決)

本章に定める会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の際は議長の決するところによる。また、欠席者は決定を委任するものとする。

### 第4章 会計

#### 第17条(経費)

本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

#### 第18条(支出)

本会の予算に定めるもののほかの支出は、会長及び相談役の承認を得て支出する。尚、5万円以上の予算を執行する際は、役員会にて審議を行うこととする。

#### 第19条(会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

### 第5章 会則改正

#### 第20条(改正の方法)

本会則の改正は役員(第7条 1-7 項)がこれを発議し、評議員会にて審議決定した後総会の承認を経なければならない。

### 第6章 補足

#### 第21条(委任)

本会の運営に関する必要な細則は評議員会において定めることができる。定められた細則は次期総会において報告されなければならない。

#### 第22条(記録)

本会に次の記録を置く。役員名簿、会則、会議録、各専門部記録集、各学級 PTSA 記録簿、会計簿、その他必要な補助簿。

#### 第23条(会員の個人情報の取扱いについて)

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

#### 付則

本会則は 2018 年 5 月 27 日よりこれを施行する。  
本会則は 2019 年 5 月 26 日よりこれを施行する。

2018年4月1日 発行

2019年5月26日 一部改正

2021年5月23日 //